慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ノルマン朝の裁判制度
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.1 (1919. 1) ,p.1- 18
JaLC DOI	10.14991/001.19190101-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

（廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨御附記を望む）

賀正

本年も相變らず
舊倍の御用命
之程願上奉候

東京デパートー

洋服
界之權威
流行のスタイル
優秀のテローイング
洋服各種陳列
神保町角
電本三一四一

三田學會雜誌 第十三卷 第一號

論說

ノルマン朝の裁判制度

占部百太郎

一

英國の裁判制度はノルマン王朝時代の改革を經て、アンジュー王朝のヘンリイ第二世の治世に確立せられしと雖、其の根蔕がアングロ・サクソン王朝時代の制度に在りしや固より言を俟たず。ウィリアム第一世(戰勝王)は武力を用ひて英國を征服せりと雖、彼は王位僭奪者たる惡名を被せられざらむが爲、其の從兄弟に當る

エドワード「懺悔王」より王位相續者たる指名を獲たりと稱して、固く英國の王位を要求せり（註一）。彼は又英國會よりも英國王たる事を承認せられたるが故、理論上彼は憲法に準據したる正當の君主にして、ノルマン征服は些かも英國憲法の連續を破らざりしなり。左ればウィリアムは英國を征服すると同時に歐羅巴大陸より封建制度を輸入し、隨て英國古來の法律制度に多少の改革を施したれども、出來得る限り所謂「エドワード懺悔王の法律」を保持する事に努めたりき（註二）。此の如く彼は英國古來の法律を保持することを怠らざりしも、ノルマン征服の結果、法律を執行する官吏は英國人に非ずして、主としてノルマン人なりしかば、英國土人の疾苦を感ずること甚だしかりき。ウィリアムは乃ちエドワード「懺悔王」の法律を確認せむが爲、各州より拾貳人の代表者を徵し（註三）其等の人々の宣誓に依て、英國人の法律及び習慣に就て報告せしめたり。ノルマン人も英國人も理論上法律の前には平等と認められしも、人によりて法律の適用を異にし、前者に對しては、決鬪裁判法を用ひ、（註四）後者には探湯試罪法 Ordeal of Water（註五）及び隣保々證法 Compurgation（註六）を行ひたりき。社會の秩序は嚴重に維持せられ、英國人のノルマン人を殺害する者頻次なりしが、之を防遏せむが爲、殺人犯を出だせし聯合邑に於て兇行の責任を負はしめたり。隨て Englishry なる法律制定せられたるが、這は英國人たる事即ち Englishry たる證明が死者の最近親四人に依て爲さるゝに非れば、被害者を以て凡てノルマン人と假定する規定なりき。一には英國人とノルマン人とが漸く混淆して判別し難きに至りし例證とも見らるる可し。

（註一）ウィリアム嘗て英國に客たりし時、エドワード「懺悔王」子なき故を以て彼に王位を讓らむ事を約せりと云ふ。又ウィリアムと王位を爭ひてセンラック即ちヘスチングスの戰に陣歿せしハロルドはノルマンディーの海岸に破船せし時、ウィリアムに向つて彼が英國王たる事に助力を約束せりとウィリアムは主張せり。

（註二）英國の封建制度に就ては、三田學會雜誌昨年十月號（第十二卷第十號）參照。

（註三）犯罪者の住居する地方の有力者を陪審官に當ちしめしが如く、又は「土地測量簿」を作成するに當り該土地の有力者の宣誓したる口傳に依て古來の借地權及び地代等を決定せしが如く、是等十二人の代表者の證言に依て古來の習慣法を決定せしなり。

（註四）騎士州官に任じ、原告被告兩造を召喚して、訟廷に於て決鬪せしめ、勝負に勝ちたる者は、即ち訴訟にも勝ちしなり。這は決鬪の勝者は正しき者なるが故神は彼に勝利を與へしと思惟せられたるに依る。（Seignobos' History of Medieval Civilization pp. 82-4）

（註五）探湯試罪法とは所謂 Judgement of God の一方法にして、罪人をば縛して、水中に投じ、

若し水底に沈めば勝なるも、身體浮び上るときは敗訴となる。水泳術は即ち有罪の證ゞせらる。而して罪人を水に投ずるときに際し、僧侶は水に向て曰く "I adjure thee, ch Water! in the name of the Almighty God, who created thee, and ordained thee to serve the needs of man, not to recieve this man if he is culpable....but cause that he float upon thee." (ditto p. 85)

（註六）隣保々證法とは「被告人自から宣誓して無罪を辨ずると共に、一定の通例十二人より成る Compurgators（被告人の無罪、誠實又は正確なることを立證する人）及び自己の親戚若くは直接隣人等の宣誓に依て人物の信ずゝことを一層證明する裁判法なり。Compurgator は實際に於て被告人の人格證人なり（Taswell-Langmead's English Constituticol History p. 31）

二

ノルマン征服は英國の教會に對しても重大なる影響を與へ、隨て英國の教會裁判所をして、俗裁判所より分離せしめたり。アングロ・サクソン時代の英國教會は、其の島國的地位よりして、他の歐大陸諸國と異り羅馬法王の干渉を蒙ること少なく、比較的獨立なる地位を占め、爲に國家と教會の密接なる關係は此時代の特色とせられたり（註七）。然るにノルマン征服の結果、羅馬法王は從來よりも一層英國の教會に干渉を加へ、外國出身の僧侶は英國人に代りて、教會の高地位を占むるに至れり。ヒルデブランド即ち法王グレゴリオ七世は當時熱心に教會と俗世界とを分離せしめむ事を策せしかば、ウィリアムは其の英國侵入に對して與へられたる援助に報ひむが爲、英國教會をば、國家より多少獨立せしめむ手段を執りたり。即ちウィリアムの中央集權制度の確立と共に俗政府の權力增進せしが、教會は從來よりも一層法王廳の支配を蒙りて、從て國民的には多少獨立を失ひたれども、其の權力は却て強大に赴けり。然もウィリアムは羅馬教會には忠實なりしも、ヒルデブランドが基督教世界に一種の封建制度を布き、英國王をも羅馬法王の臣下たらしめむとせし計畫には斷々乎として反對したりき。ウィリアムの施設中、最も重要なるものゝ一は、教會裁判と俗裁判分立の布告を發布して、僧正等の州裁判列席を停止し、僧侶の犯罪は寺院法（Canon Laws）其他教會に關する法律に依て、別に裁判を開く事としたるに在りき。ウィリアムは此の如く政教の分離を斷行せしも、然も尙ほ國家の優越を保留せむが爲、左記の三ケ條を制定せり。

（一）英國にては國王の同意を經ずして、法王を承認し、法王の書簡を受領す可らざる事

(二)　國王の認可を經ざる英國信徒總會の決議は無效なる事

(三)　國王の許可なくして英國の貴族及び官吏は或は破門せられ、或は宗教上の如何なる刑罰にも處せられざる事

此他僧正及び僧院長の領地をば、軍事的勤務を課する爲、國王の手より保有せしめし事も亦、教會の權力を制遏せむとの手段に外ならざりき(註八)。此の如く教俗夫れ〴〵の裁判所は相對立するに至りしが、早晩其間の衝突を惹起す可き必至の勢を成せり(註九)。

此の如く政教分離の結果、宗教界に關する訴訟は教會裁判所の所轄に歸せしが、俗界に關する裁判には、從來の州裁判所、聯合邑裁判所、都市裁判所並びに新たに發生せし莊園裁判所等夫れ〴〵之に當りたり。裁判官には各自管區の自由民之に當ること猶ほアングロ・サクソン時代の如くなりしが、封建諸侯が別に莊園裁判所を開くに至りし結果、州裁判所及び聯合邑裁判所を主宰せしノルマン出身の州奉行(Sheriff に非ず Vice-Comes なり)の權力は從前に比して遙に强大に趣けり。

全國最高の裁判所たる王政廳(Curia Regis)は國王の顧問府たると同時に人民代表者の國會なりき。後年分立せし立法、司法、行政の三大權は一切茲に執行せられしなり。然るに國務漸く繁く、併かもウィリアムは故郷のノルマンディーに在ること屢なりしかば、其の不在中攝政に任じ、而して常に一國の財政及び法律の事務に鞅掌せしメートランドの所謂「宰相にして高等裁判所長」を兼ねたる Justiciar てふ國家最高の官職設けられたり(註一〇)。

(註七)　アングロ・サクソン時代、諸侯各地方に割據して、政治上の統一未だ成らざりし以前に方つて、紀元六世紀末より聖オーガスティンに依て布教せられし英國基督教の制度は既に成りて、英國は宗教上完全に統一せられ、寺區、僧正管區、信徒總會等の組織は整頓したりき。是等教會の制度及び組織が政治上の組織統一の模範たりしや言を俟たず。隨て教會と國家との關係は非常に親密に赴き、僧正は州議會(州裁判所)に列席して重要なる地位を占め、又國會にも列席して、當時教會に多くの關係を有せし立法事業に翼贊したりき。

(註八)　三田學會雜誌昨年十月號(第十二卷第十號)八六頁參照。

(註九)　アンジュー王朝のヘンリイ第二世は所謂「クラレンドン憲法」(一一六四年)を發布して英國教會の羅馬法王に隸屬せるを率制せむと努めしが、爲にカンターバリー大僧正トーマス・ベッケットと大衝突を惹起し、ベッケット殺害の慘劇を演ずるに至れり。

（註一〇）Justiciarは此の如く最高の官吏なりしも、最初は其の下僚なりし大法官(Chancellor)の爲、漸次其の地位を凌駕せられ、エドワード第一世の治世には Lord Chief Justice（現今の王座裁判長）と變じ、全く行政的職權を喪失するに至れり。

三

上述の如く、ウィリアム「戰勝王」はエドワードの法律を保持するに努めしと同時に、英國の裁判制度に改革を施せしが、然もノルマン王朝の初期に於ては、呑氣にして放漫なりしアングロ・サクソンの制度に多少の組織を與へ統一の端緒を開きしに過ぎざりき。英國の裁判制度が眞個混沌の境界を脱却して秩序あり統一ある基礎を確立せしは實にヘンリイ第一世の治世なりき。

ヘンリイ第一世は冷靜にして機慧能く大局を洞察する政治家的資質に於て、其父ウィリアム「戰勝王」に彷彿せりき　彼は其の臣民に與へし宣約に對して、必ずしも忠實ならざりしも、Red Kingと綽號せらし兄ウィリアム・ルーファスの如く、公々然宣約を蹂躙して顧みざる暴虐手段に出でず、巧に其の獨裁的色彩を包む憲法上の用意を怠らざりき。ヘンリイ一世が其の長兄ノルマンディー侯ロバートと英國の王位を爭ひしとき、英國人をして熱心なるヘンリイの味方たらしめしは、ウィリアム・ルーファスの治世に於ける疾苦を救濟せられむが爲なりしや、言を俟たず。左ればヘンリイは即位後直ちに有名なる『自由の憲章』(Charter of Liberties)を發布せり（一一〇〇年）。彼は此の布告文に於て、教會、貴族及び一般臣民の疾苦を救濟せむ事及び前朝來の一般弊害を匡正せむ事を約束せし外、國王の裁判所に於て課せらるゝ罰金は罪過に比例せらる可き事及び「戰勝王」が修正し擴張せし「エドワードの法律」は嚴格に保持せらる可き事を宣約せり。『自由の憲章』は一方に於て不法なる課稅及び其他の弊政を匡正すると同時に、之を英國憲法の上より觀れば、事實上の專制君主に依て、英國民の古來の併かも合法的自由と王權の制限とを公式に承認したるものとして、極めて重要なる文書なり。後年の『大憲章』(Great Charter)は實に此の『自由の憲章』に模範を採りたるものにして、前者は唯だ後者を一層具體的たらしめ、且法律上の定義を與へたるものに外ならず。左ればウィリアム「戰勝王」に依て多少秩序を發見せし英國の裁判制度亦、此のヘンリイの『自由の憲章』に依て一段の進展を遂げしを見る可きなり。

四

ヘンリイ第一世は登極以來、屢次諸侯の叛亂に鑑みて、下文に述ぶるが如く、地方各裁判所の權力を擴張して、下より封建割據の勢を控制するに力めたると同時に、中央の行政權を集注し組織して、更らに上よりも之を壓迫せむと試みたり。彼は此の事業を遂行す可く、ソールスベリイの僧正ロージャーを Justiciar に擧げ(一一〇七年)、王政廳(王法廳)の行政をば一層司法上及び財政上の目的に向て改革せしめたり。(アングロ・サクソン時代及びノルマン時代の裁判制度が、租稅其他の上納物及び當時代の國王が主要なる財源とせし、罰金等の徵收の如き國家の財政と密接なる關係ありし事實に注意せよ)。王政廳はアングロ・サクソン國會 (Witenagemot or Council of Wise Men) を封建制度に適合せしめたるものにして、僧正、太守 (Earl) 其他國王の直接受領者 (Tenant-in-Chief) の會合して、國王の立法、司法、行政三大權の執行に對し協贊を與る府なりしが、國務漸く增加すると共に、從來の如き、謂はゞ一種の委員會にては、到底時勢の急要に應ずるに足らざるを見て、ロージャーは先づ常設の行政部を設置したりき。爾來王政廳即ちノルマン國會の司法的方面は別に特立したる國王の裁判所となり(註一二)、最初は國王之れを主宰せしも國王不在の時は Justiciar 之に代て裁判長に任じ、國王の宮內官及び特に國王の任命せし大法官其他の大官、裁判官として之を輔佐したりき。此の裁判所にては、直接國王及び英王國に關係する一切の訴訟事件を討議審問し、王室の收入の評價並びに徵集を監理し、地方裁判所よりの上告事件並びに國王の直接受領者間の紛爭、其他多少刑事事件をも裁判したりき。

此の如く王政廳の裁判權擴張せらるゝと共に Justiciar の權力は益〻增加せしがロージャーの創設せし最も著名なる事業は、蓋し大藏省 (Exchequre) に如くものなかる可し。王政廳は Justiciar 主宰の下に Barones Scaccarii (Barons of the Exchequre) と稱する一種の財政監査官等を以て特別委員會を組織し、各州奉行が一年二回(復活祭と聖ミケル祭)ウェストミンスターの大藏省(註一二)に出頭して、夫れ〴〵の州より徵收したる諸稅金を評價計算せしめたり(註一三)。州奉行が徵收の責任を負ひし國王の主要なる財源は(一)古來の國稅にして(a)公有地及び國王直領地の地代(ferm)(b)當時代の船舶稅(國防稅)とも稱す可き Danegeld(註一四)(c)地方各裁判所より國王に拂ひし英國古來の Wite 即ち罰金。(二)封建制度の結果として徵收せられし御用金、

采地相續稅、Talliageと稱する直領地及び都市等に課せし御用金其他所謂國王の裁判より生ぜし罰金其他の收入より成りき(註一五)。右の內國王直領地內に於ける都市の地代は、各都市が州奉行と示談して、直接國王に納稅するの權利を獲得するに至れり。

然るに國家收入の徵收は、勢ひ司法上の問題を惹起すに至れり。例へば甲は某土地に對する乙の主張が未決定なる間、其の地租を拂ふことを拒絕す可く、丙も亦自分の財產に對する課稅の評價を過當なりと申告せむ。此に於てか、財政監査官等は忽ち一種の裁判官たるに至れり。此の如くJusticiarの主要事務たる財政と司法とは、其間離る可からざる關係生せしが、巡回裁判官(Itinerant Justices)の制度は即ち此の兩者の必要に應じて發達したるものなり。

(註一一) Curia Regisの名は後年主として此の裁判所の名となれり。

(註一二) 或は當時大藏省はウインチエスターに在りたりと云ふ。デヴイス氏曰く「紀元一〇六六年よりヘンリイ二世の死に至る迄、英國大藏省の本部は、倫敦が漸く重要の地位となりつゝありしにも拘はらず、依然中央政府の所在地たりしウインチエスターに存したり。每年二回復活祭と聖ミケル祭とに州奉行は國稅納入の爲ウインチエスターを訪へり」と。(H. W. C. Davis: England under the Normans and Angevins. p. 141)

(註一三) 大藏省(Exchequer)の名は州奉行と大藏官吏と取引したる卓子掛が碁盤目(Chequered)なりしに由ると云ふ。

(註一四) Danegeldとはアングロ・サクソン王朝の後半に當り、英國がデーン人即ち今の丁抹地方に住せし同一チユートン民族の爲、再三侵入せられしとき、國王が國防の費用として課せし一種の稅金を謂ふ。

(註一五) 三田學會雜誌昨年十月號(第十二卷第十號)「英國の封建制度」參照。

五

アングロ・サクソン時代に於ては、國王親から各地方を巡視して、直接臣下の訴訟を裁判したりき。ノルマン王朝に至て、國王の巡視また以前の如くならざりしも、王政廳とは必ず一定の場處に固着したるものに非ずして、國王の到る處王政廳在りとせられたるを見ても、國王の裁判の巡回的なりしを察す可し。即ち國家の政務繁劇を致すと共にJusticiar國王に代つて、其の配下の裁判官を伴ひ、各州裁判所を巡回し、比較的重大なる裁判事件を判決すると共に、課稅の評價を監査し、之に關する爭議を判決したりき。此の如くして古來の地方裁判所と、ノルマン王朝の中央行政制度との最初の連鎖たる巡回裁判制度は發生したるなり。是等中央裁判官

の巡回が規則的となるに至りしは、ヘンリイ第二世の治世に屬すれども、其の起原は正しくヘンリイ第一世の治世に在りしなり。

ヘンリイ第一世はウィリアム・ルーファスの治世の混亂に乘じて、唯だ封建諸侯のみならず、州奉行までが、國家の設立に繫る州裁判所及び聯合邑裁判所の權能を侵害して、各自世襲的特權を振張せむとする傾向を觀て、是等國家の裁判所はエドワード「懺悔王」の時に於けると同一の場處、同一の期間に開廷せらる可きことを命令し、以て王權の擴張を圖れり。即ち國王の直接受領者間の土地に關する凡ゆる爭訟は國王の裁判所に於て判決せらる可く、異れる領主に屬する陪臣間の同一なる爭訟は州裁判所の管轄に歸す可しとせられ、而して同一領主の配下に屬する臣下間の爭訟は、其の領主の莊園裁判所の判決に一任して、干涉を加へざることゝせられたり。

ヘンリイ第一世の法律を行ふや、極めて峻嚴、苟くも犯罪者に對しては一歩だも假釋せず、『正理の獅子』(Lion of Justice)と呼ばれし所以なり。ウィリアム・ルーファスは森林法(註一六)の犯罪者に死刑を課することを始めしが、ヘンリイは普通の犯罪をも死刑に處したりき。紀元一一二四年には四十四人を下らざる盜賊が一度に絞殺せられたりと云ふを見ても、其の如何に嚴酷なりしかを察す可し。其他貨幣に對する犯罪者を嚴罰に處し、宮內官等の御用商人に對する弊害をも矯正せり。

（註一六）ウィリアム「戰勝王」はウインチエスターに於ける王宮の附屬地として、所謂『新森林』(New Forest)を造らむが爲、其の區劃內に住せし數多の人民を驅逐して、其等の住地を山林と化せしめしが、其の廣さ一萬七千エーカーに亘り、爲に二十二の寺院さへ取拂はれたりと云ふ。而して新たに森林法(Forest Law)を制定して、其の子の如く愛せし鹿を殺したる者に重刑(目を拔く)を加へたり。此の法律に對する人民の不平怨嗟の聲は極めて高大なりき。ヘンリイ第一世は最も此の法律を厲行したりき。

六

所謂『ヘンリイ一世の法律』(Leges Henrici Primi or Laws of Henry I.)とはヘンリイ王の制定せしものに非ずして、後世の法律家の編成に繫れり。スタッブス僧正の說に據れば、這は「民法(羅馬法)及び寺院法に關して說明したるも、然も極めて多く古來英法の痕跡を有せる法律上の覺書並びに慣習の記錄を集輯したるものなり」と。ヘンリイが王位に登りし當時ウェッセックス人に適用せられし法律と、マーシア人

に施行せられし法律とは異れるが如く、所謂デーンロー地方（註一七）の人には更らに異つたる法律行はれたりしのみならず、併かも各州には夫れ〳〵地方的の不文慣習法在りき。一層混雜を甚だしからしめたるは、ノルマン移住者が其の故國に於て支配せられし法律の有效を主張せしが爲なりき。然るにヘンリイの嚴正なる、王政廳をして一切是等の差別を承認せしめざりき。即ち國王裁判所の法律は凡ゆる爾他の法律に超越して、隨て凡てに對して同一に適用せらる可きことを原則として主張せり。而して「國王の裁判所の法律とは、サクソン朝諸王の法典の拔萃と、ノルマン朝諸裁判所に於て實施せられし封建的慣習と、羅馬法及び敎令集中の格言との混合物なりき。然も其は新らしき先例をも集輯して漸次、分量に於ても、堅實の度に於ても、增加したりき」（註一八）。

ヘンリイ第一世の治世に於て、財政及び司法の行政に大勢力ありしJusticiarの官職は註一〇に述べたる如く、漸次權力を失墜し、ヘンリイ第三世のヒュー・ヅ・ブルグが紀元一二三二年同職を免せられしを最後として、結局エドワード第一世の時以後單なる王座裁判所長となりて、全く其の行政的權能を失ひしが、之に代りて最も重要なる國家の大臣となりしは大法官（Chancellor）なりき。大法官は本來宮廷內の牧師兼書記にして、國王の信仰の顧問に任じ、且國王の大璽（Great Seal）の保管にも當りたりき。左れば此の官職は昔時に於ては、僧侶之に任ずるの例なりき。國王は臣民より『恩惠』（Grace and favour）の請願に接せしとき、即ち普通法律の嚴酷なる適用より救濟せられむことを哀訴せられたるときは、大法官に圖るの常なりしが、大法官のかゝる職掌よりして、後年衡平法裁判所（Court of Chancery）の發達を見るに至れり。

之を要するに、英國の裁判制度はノルマン征服に由りて歐大陸の法律習慣輸入せられ、爲に著大なる變革を見たりしと雖、ウィリアム「戰勝王」は力めて所謂エドワードの法律即ちアングロ・サクソン時代の法律制度の保持を圖れり。ヘンリイ第一世亦父王と均しく、一には專恣にして不逞なるノルマン出身貴族等を制御せむが爲の方便に出でしとは云へ、英國古來の法律を尊重し、側らノルマン人を通じて入り來れる羅馬法等をも加味して、鋭意裁判制度の革新を斷行せり。此の如くして彼は貴族諸侯の跳梁を鎭定し、敎會の僭奪を控制し、以て英國土人即ちアングロ。

サクソンの民望を求め、且つは英國人とノルマン人との調和を策したり。左れば英國の裁判制度はノルマン朝に於て設立せられたりと稱するを得べきも、此の組織が一層整頓して、各司法機關の間に於ける連絡生じ、上下の意思好く疏通して、訴る處なくして苦む民なき迄に英國の裁判制度をして殆ど完全なるものたらしめたるは、ヘンリイ第一世の孫ヘンリイ第二世なりき。然り英國の裁判制度はノルマン朝に於て其の基礎工事成り、アンジュー朝に至て、輪奐たる建築の落成を見たりしなり。ヘンリイ第二世の治世に於ける英國裁判制度の進展に就ては、稿を更めて說くところある可し。

（註一七）Danelagh（Danelaw）とはアングロ・サクソン時代に於てデーン人の爲に侵略せられたる英國各地の血統、慣習、法律等が多少づゝデーン人の其等に依て變化を受け、若くは全然更革せられたる地方の名稱なり。所謂Danelandの範圍は時代に依て相異ありと雖、大體に云へば、ヨークシャイアを中心として、其處より距離遠かるに從ひて、デーン人の影響稀薄なりと云ふことを得べし。

（註一八）H. W. C. Davis: England under the Normans and Angevins p. 136 此書はヘンリイ第一世の治世に於ける英國憲法殊に裁判制度の進展に就て參考す可き記述に富めり。（完）

藝術と經濟（一）

（文藝復興期の經濟史的研究）

阿部秀助

凡そ時代を背景とせる藝術が其時代の高潮に到達する爲めには、少くとも二個の條件を必要とするが如し、即ち其一は何れの場合と雖、藝術其者の成立的根本要素たる之れを表現し、之れを創作し、之れを生產する人格の存在なりとす、然かも美はしき薔薇の花は平沙萬里の荒涼たる沙漠に發生せざるが如く、藝苑に咲き亂る丶千草も亦た之れを培ひ之れを保護し、之れを享樂するもの丶存在によりて充分に其文化的價値を發揮し得るものなりとす、勿論、藝術其者の發達上には以上の外、自然的條件の如き亦た重要なる意義を有するものなる可し、例者、嶺南以太利に於ける藝術殊に壁畫の發達には自然的外光と其間密接の關係あるが如し、即ち以太利が嶺北の地方に比して著しく外光上强度の狀態に存することは、前者の建築物